

株式会社中海テレビ放送契約約款

株式会社中海テレビ放送（以下「CCO」という）とCCOが行うサービスの提供を受ける者（以下「加入者」という）との間に結ばれる契約は、次の条項によります。

- （CCOの行うサービス）
- 第1条** CCOは業務区域内の加入者に次のサービスを提供します。
- （基本サービス）
1. CCOによる受信可能なテレビジョン放送及びFM放送を、有線によりその全ての放送番組に変更を要しないで同時に再放送するサービス。
- イ、テレビジョン放送及びFM放送による「自主放送」サービス（以下「自主放送サービス」という）のうち、別表料金表に定める基本利用料の範囲内で提供するサービス。
- （2）特別番組サービス
- 自主放送サービスのうち基本利用料の範囲外で提供し、別表料金表に定める特別利用料を必要とするサービス。
- （3）PCMによる自主音楽放送番組を有線により放送するサービス。
- （4）上記事業に附帯するサービス。
- （5）デジタル放送サービス
- 上記のサービスは一部から始め漸次拡充される。

（契約の単位）

- 第2条** 加入契約は、1世帯または1事業所について加入者引込線1回線ごとに行います。
2. この契約に定める1世帯とは、同一の住居及び生計をともにする者の集まりまたは独立して住居もしくは生計を維持する単身者をいいます。

（契約の成立と撤回）

- 第3条** 加入者は、加入申込書に必要事項を記入・捺印の上申し込み、CCOがこれを承諾した時点で成立するものとします。
2. CCOは、加入者引込線を設置し保守することが技術上、経営上困難な場合、CCOは加入者の承諾を撤回することができるものとします。
3. 加入者は契約締結の日から8日以内に書面により申し出れば、当該契約を撤回できるものとします。

（最低利用期間）

- 第4条** 録画機能内蔵STBの最低利用期間は6ヶ月とします。
2. 最低利用期間満了前の解約につきましては、残余期間の録画内蔵STB追加料金を支払うものとします。ただし、第3条3項の場合は例外とします。

（加入の有効期限）

- 第5条** 加入契約の有効期限は、契約成立の日から2年間とします。ただし、契約期間満了の10日前までにCCO、加入者のいずれかがその相手方に何等の意思表示をしない場合には、引き続き1年間自動延長するものとし、以後も同様とします。

（加入契約金）

- 第6条** 加入者は、加入契約成立後、別表料金表に定める加入契約金を支払うものとします。
2. 加入契約金は返却しないものとします。ただし、第3条3項に該当する場合は例外とします。

（加入権利の取得）

- 第7条** 加入者は加入契約金の支払いが完了した時点で加入権利を取得するものとします。

（担保設定の禁止）

- 第8条** 加入者は加入権利を担保設定の対象とすることを禁止します。

（B-CAS、C-CASカード及びACASチップの取扱い）

- 第9条** 加入者はデジタル放送サービスの提供を受ける場合には、デジタル放送用のICカード（以下「B-CASカード」または「ACASチップ」という）及び専門チャンネル用ICカード（以下「C-CASカード」という）を使用するものとします。
2. B-CASカードに関する取扱いについては、株式会社ピーエスコンディショナルアクセスシステムズの「ピーエスコンディショナル使用許諾契約約款」に定めるところによりします。
3. 故意または過失によるB-CAS、C-CASカードの破損滅失等の場合には、その相当分をCCOに支払うものとします。
4. 解約時には、B-CAS、C-CASカードをCCOに返却するものとします。
5. CCOは必要に応じて、加入者にB-CAS、C-CASカードの交換及び返却を請求することができるものとします。
6. ACASチップはSTBIに実装されており、取り外しはできません。ACASチップが実装されたSTBが故障した場合は一体での交換となります。
7. B-CAS、C-CASカードは CCOに帰属し、CCOは加入者がCCO手配以外のデータ追加及び変更ならびに改定することは禁止し、それが行われたことによるCCO及び第三者に及ぼされた損害・利益損失は、加入者が賠償するものとします。

（利用料）

- 第10条** 加入者は、サービス開始日の属する月から利用するサービスに応じて別表料金表に定める利用料を支払うものとします。
2. CCOが、全てのサービスを月のうち継続して10日以上に渡って提供しなかった場合、前項の規定にかかわらず当該加入者が支払うべき当該月分の利用料は無料とします。ただし、別料金番組利用料の扱いについてはこの限りではありません。
3. 社会情勢の変化、サービスの内容拡充等により、CCOが利用料の改定をするときは、1ヵ月前までに加入者に通知するものとします。この場合、加入者は改定日の属する月の翌月より改定後の利用料を支払うものとします。
4. NHKの受信料は、当社の約款で設定した利用料には含まれていません。

（支払方法）

- 第11条** 加入者は、加入契約金、利用料、使用料（第14条における端末機器使用料のこと）及び工事費等をCCOが別途指定する支払期日までにCCOに支払うものとします。支払方法は原則としてCCOが指定する金融機関の預金口座自動振替またはクレジットカード決済によるものとします。

（設備の所有及び費用の負担）

- 第12条** CCOの設置した設備のうち、タップオフまたはクロージャーマでの設備に要する費用はCCOが負担し、また最寄りのタップオフから保安器まで、または最寄りのクロージャーマからV-ONUまでの設置（以下「引込線」という）の設置に要する費用は加入者が負担し、CCOがこれを所有及び管理するものとします。
2. 加入者は保安器またはV-ONUの出力端子から受信機の入力端子までの設備（以下「加入者設備」という）の設置に要する費用を負担し、これを所有するものとします。
3. 引込線を設置するにあたり、CCOの施工基準を超える場合、その費用は加入者が負担し、CCOがこれを所有及び管理するものとします。
4. 前1項、前2項及び前3項にあげる事項についてはCCOまたはCCOの指定する業者が行うものとします。
5. CCOが加入者設備設置工事等を行なった場合、または設置工事等に立ち会った場合には、加入者はその費用をCCOに支払うものとします。
6. 加入者は引込線の設置に特別に必要とする自営柱、地下埋設等の設備を設置し、これに要する費用を負担するものとします。

（設備の設置・撤去）

- 第13条** CCOの業務に必要な設備の設置、調整、保守、撤去等は、CCO及びCCO指定の業者以外の者が行うことはできません。
2. CCOは、放送センターから保安器またはV-ONUまでの設備（以下「中海設備」という）、端末機器の設置・撤去工事のため、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等を無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該加入者は予め必要な承諾を得ておくものと、これに関して責任を負うものとします。
3. 加入者は、CCOまたはCCO指定の業者が設備の設置、調整、保守、撤去等を行うため設備にかかわる敷地、家屋、構築物等 の立ち入りを求めた場合は協力し、また、それに必要な電気等を無償で提供するものとします。

4. 加入者は、引込線、加入者設備及び端末機器を移動、取り外し、変更する必要がある場合は、変更する10日前までにCCOに申し出るものとします。

（端末機器の貸与）

- 第14条** CCOのサービスを受けるための必要な端末機器は、CCOが貸与するものとします。
2. 端末機器等の性能改善のため、予告なくその仕様を変更することがあります。
3. 社会情勢の変化にもついても、端末機器を有料にすることが出来るものとします。
4. 加入者は、端末機器の善良な管理者として注意を持って取扱い、CCOの承諾なしに移動または取外しをできないものとします。
5. 端末機器は、加入契約の休止または解約時CCOに返却するものとします。
6. 加入者は、CCOが必要に応じて行う端末機器等の性能改善作業の実施に同意するものとします。
7. 多チャンネル放送は、CCOの指定する端末機器が設置された場合のみ利用いただけます。CCOは録画機能内蔵STBの故障等による交換や解約・休止時の撤去の際には録画物（蓄積、挿入されたデータ全て）を消去し、録画物の返却はいたしません。
9. 加入者の故意または過失により端末機器のリモコンに故障、破損、滅失等の不具合が生じた場合、加入者はCCOに申し出て有償にて交換できるものとします。

（設備の改修、故障等にもともなう責任負担）

- 第15条** CCOの保守責任範囲は中海設備までとします。加入者設備の範囲で機器の修復などの費用が発生した場合は、その費用は加入者の負担となります。
2. CCOは、サービスの利用に異常が生じた場合は、これを調査し必要な処置を講じます。ただし、加入者受信機に異常が生じた場合はこの限りではありません。
3. サービスの利用に異常が生じる原因が加入者の受信機または加入者設備の故障等による場合は、加入者が修復に要する費用を負担するものとします。
4. 加入者は、故意もしくは過失によって中海設備またはCCOの提供する端末機器に破損、滅失等の不具合が生じた場合は、その修復に要する費用を負担するものとします。
5. 前3項及び前4項にあげる故障、破損、滅失等によりCCOが損害を被った場合、CCOは当該加入者に対し損害賠償請求ができるものとします。
6. CCOの責に帰すことのできない事由による損害について、CCOはその責任を負わないものとします。

（サービスの一時中断、内容の変更）

- 第16条** CCOは、設備等の維持管理の必要上やむを得ずサービスの提供を一時中断することがあります。この場合、CCOは事前に加入者にその旨を通知するものとし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
2. CCOは、事情によりサービスの内容の変更を行う場合があります。

（免責事項）

- 第17条** CCOは、次に該当する場合の損害の賠償には応じないものとします。
- （1）天災その他の事由等によりサービスの提供を中止、中断した場合、または放送サービスの異常（画質の劣化、ブロックノイズ、画面の停止その他受信不能等）が発生した場合。
- （2）録画機能内蔵STBの利用の録画、録画、再生機能の不具合が生じた場合及び録画物等（蓄積、挿入されたデータ全て）の消失、破損などが生じた場合。また、機器の交換や撤去を行った際に、録画物が消失した場合。

（設置場所の変更）

- 第18条** 加入者は、CCOが承諾すれば、次の場合、加入者設備及び端末機器の設置場所を移転することが出来ます。ただし、加入者は、移転を希望しても移転先の中海設備の都合で移転できない場合があることを承知するものとします。
- （1）同一敷地内で設備を移転する場合。
- （2）サービスの提供を受けることが出来る場所に設備を移転する場合。
- （3）最寄りのタップオフまたはクロージャーマに余裕がある場合。
4. 加入者は、加入者設備及び端末機器の設置場所を移転する場合、CCOに書面で申し出るとともに別表料金表に定める設置場所変更手数料及び移転に要する費用をCCOに支払うものとします。

（加入権利の譲渡）

- 第19条** 加入者はCCOの加入権利を新加入者に譲渡を希望する場合、加入者と新加入者の同意を書面をもって提出する必要があります。その場合、新加入者は、別に定める名義変更手数料をCCOに支払うものとします。
- ただし、加入者に利用料の支払遅延等加入契約に違反する行為があった場合、CCOはこれを受諾しないものとします。

（加入申込記載事項の変更）

- 第20条** 加入者は、加入申込記載のサービス内容の変更を希望する場合には、別途CCOが指定する方法によってCCOに申し出るものとします。申し出があっても、CCOはすみやかに変更した契約内容に基づいてサービスを提供します。
2. 前項の他、加入申込書に記載した事項について変更がある場合には、加入者はこれを証明する書類を添えて書面によってCCOに申し出るものとします。

（加入者の禁止事項等）

- 第21条** 加入者は、CCOに無断で設備の改変や増設・移設工事をしてはならないものとします。
2. 無断で改変や増設・移設した設備については、CCOが改めて適切な設備工事を行い、その費用は加入者が負担するものとします。
3. 無断で改変や増設・移設したことによってCCOまたは他の加入者に受信障害など不利益が生じた場合、改変や増設・移設した加入者が賠償責任を負うものとします。
4. CCOが提供する内容やCCOの承諾なしに営業目的に使用したり、複製その他の方法で第三者に供給することを禁止します。
5. 営業目的等によるCCOサービスの提供を受ける場合、CCOが保有する著作権及び著作権隣接に関する対価を請求することがあります。

（加入者の義務違反による停止及び解除）

- 第22条** CCOは加入者が利用料等を2ヶ月以上、また加入金・工事費等当初支払うべき費用を1ヶ月以上滞続した場合、当該加入者に催告の上CCOが提供する全てのサービスを停止、あるいは加入契約を解除することができるものとします。また、サービスの停止後入金がありサービスを再開した場合、加入者は再開した日の属する月の利用料金全額をCCOに支払うものとします。
2. CCOは加入者にこの加入契約約款に違反する行為があったと認める場合は当該加入者に催告の上CCOの提供する全てのサービスを停止し、あるいは加入契約を解除することができるものとします。
3. 加入者が第21条の規定に違反したとき、CCOは、当該加入者がサービス開始日からサービスの全てを不正に利用していたものとみなし、当該加入者に対し不正に利用した料金を返却する請求をできるものとします。
4. CCOは契約の解除に際して端末機器を撤去することができるものとします。
5. 加入契約の解除に際して、加入者が引込線の撤去を希望した場合に加入者の所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等に復旧を要した場合、その復旧費は加入者が負担するものとします。
6. 加入者にこの加入契約約款に違反する行為があり、CCOが加入契約を解除した場合でも、利用料、工事費等を請求できるものとします。
7. CCOが加入契約を解除した場合でも、解除前に生じた加入者の補償責任並びに負うべき義務は失効しないものとします。

（加入契約の解約）

- 第23条** 加入者は、加入契約を解約しようとする場合は、解約を希望する日の10日前までにCCOに書面で申し出るものとします。
2. 加入者は、加入契約を解約するときは、利用料、工事費等を清算するものとします。この場合、利用料は解約日の属する月まで支払うものとします。
3. CCOは、加入契約が解約された場合、希望があれば引込線及び加入者設備を撤去します。ただし、撤去にともなう復旧費用は、解約した加入者が負担するものとします。

4. 加入契約を解約した後でも、解約前に生じた加入者の補償責任並びに負うべき義務は失効しないものとします。
5. CCOは解約に際して端末機器の撤去をすることができるものとします。
6. 引込線及び加入者設備の撤去にともない加入者の所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等に復旧を要した場合、その復旧費用は加入者が負担するものとします。
7. 前3項、前5項及び前6項の場合に第13条の規定を適用するものとします。

（不正視聴）

- 第24条** CCOの貸与した端末機器以外の機器等により、多チャンネルサービスを視聴している者に対し、CCOはこれを盗視聴者として次の損害賠償を請求するものとします。
- （1）設備に損傷を生じさせている場合は、その復旧に要する全費用。
- （2）加入者が不正視聴を行った日からCCOにおいてその事実を確認したときに至るまでの利用料。

（加入者個人情報保護の保護）

- 第25条** CCOは、保有する個人情報の諸情報（加入個人に関する情報で、加入者個人を識別できる情報をいいます。以下「個人情報」という。）を第三者に提供しません。ただし次の場合を除きます。
- （1）CCOのサービスを提供する上で必要となる場合。
- （2）CCOのサービスの向上を目的とした視聴者調査を行う場合。
- （3）調査の集計及び分析等により得られたものを、個人を識別または特定できない態様にて第三者に開示または提供する場合。
- （4）加入者の同意を得た上で個人情報を開示または提供する場合。
- （5）CCOのサービスに必要な情報の目的のために外部業者に委託する場合。
- （6）法令等の規定により提供が認められている場合、または法律上照会権限を有するものから照会を受けた場合。
- （7）CCOが伝送路設備等を借り受けている機関に対して、工事やその他の業務に必要な情報を提供する場合。
- （8）加入者が賃貸住宅、分譲住宅にて、CCOのサービスを受けている場合に、CCOが施設所有者、及び管理責任者（管理組合等）に対して、工事やその他の業務に必要な施設を提供する場合。
2. CCOが保有する個人情報、CCOが提供するサービスを利用するための各種工事・維持・管理・お知らせ・ネット金取納・放送通知に関する調査等、CCOの業務範囲内で利用します。

（インターネット接続に関する取扱い）

- 第26条** 第25条の規定を遵守したうえで、CCOが貸与した端末機器に接続されたインターネット回線から視聴情報を収集し、CCOのサービス向上のために利用します。

（約款の改正）

- 第27条** CCOは、この約款を総務大臣に届出の上改正することがあります。この場合、加入者は変更事項を承諾するものとします。

（請求書・領収書の寄附）

- 第28条** 加入者は、利用料等の金融機関の預金口座自動振替またはクレジットカード決済による支払いについては、原則として加入者への請求書・領収書は発行しないものとします。

（定めなき事項）

- 第29条** この約款に定めなき事項が生じた場合は、CCO及び加入者は、契約約款の主旨に従い誠意をもって協議の上解決にあたるものとします。

（管轄裁判所）

- 第30条** 加入契約に関する紛争が生じたときは、CCOの本店の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とします。

（附 則）

1. CCOは特に必要がある場合には、この約款に特約を付することが出来るものとします。
2. 一括加入、業務用等の契約については別に定めるものとします。
3. 当社のインターネットの契約に際しては別途インターネット契約約款が適用されます。
4. この約款は、令和4年7月1日より施行します。

（別 表） 料 金 表

- 1.加入契約金及び利用料金
- ☆加入契約料金60,000円（税込66,000円）
- ☆デジタルミニコース 基本利用料金2,300円（税込2,530円）/月 2台目以降使用料800円（税込880円）/月・台
- ☆デジタルベーシックコース 基本利用料金3,800円（税込4,180円）/月 2台目以降使用料1,500円（税込1,650円）/月・台
- ☆デジタルデラックスコース 基本利用料金4,200円（税込4,620円）/月 2台目以降使用料1,900円（税込2,090円）/月・台
- ☆デジタル録（録画機能付きSTB）テレビサービス料金に追加 900円（税込990円）/月・台
- ☆デジタルブルーレイ（録画機能付きSTB）テレビサービス料金に追加 1,900円（税込2,090円）/月・台
- ☆Chukaiスマートテレビ4K テレビサービス料金に追加900円（税込990円）/月・台
- ☆DANZ 税込3,000円/月
- ☆Hulu 税込1,026円/月
- ☆Netflix ベーシック税込990円/月 スタンダード税込1,490円/月 プレミアム税込1,980円/月

☆ペイチャンネルサービス

項 目	金 額	項 目	金 額
スターチャンネル3chセット	2,300円（税込2,530円）/月・台	Mnet	2,300円（税込2,530円）/月・台
J SPORTS 4	1,300円（税込1,430円）/月・台	KNTV	3,000円（税込3,300円）/月・台
V★プライド	700円（税込770円）/月・台	アニメシアター	1,800円（税込1,980円）/月・台
東映チャンネル	1,500円（税込1,650円）/月・台	グリーンチャンネルHD	2 chセット
衛星劇場HD	2,000円（税込2,200円）/月・台	グリーンチャンネル2HD	1,000円（税込1,100円）/月・台
釣りビジョン	1,200円（税込1,320円）/月・台	レインボーチャンネル	2,300円（税込2,530円）/月・台
フジテレビ ONE	フジテレビ TWO	プレイボーイチャンネル	2,500円（税込2,750円）/月・台
フジテレビ NEXT	1,500円（税込1,650円）/月・台	レッドチューリー	2,500円（税込2,750円）/月・台
フジテレビ NEXT	1,000円（税込1,100円）/月・台	プレイボーイチャンネル・レガチューリーの2chセット	3,000円（税込3,300円）/月・台

2. 工事費及び諸手数料

項 目	金 額	項 目	金 額
工事費	実費	名義変更手数料	5,000円（税込5,500円）/件

ご注意

- ① 上記金額にはNHKの受信料及びWOWOWの利用料金を含まません。
- ② 集合住宅等で導入条件により上記料金とは異なる場合があります。